

# 財政融資資金における災害復旧費の貸付について

## 1. 単独災害復旧事業の起債について

### (1) 気象データについて

暴風、洪水、高潮その他の「異常な天然現象」（具体的な基準は下表のとおり）により生じた災害を対象とし、起債申請する際には、公的機関による「観測資料」が必要となります。

① 豪雨	最大 24 時間雨量が 80 mm 以上、又は時間雨量が 20 mm 以上の降雨
② 暴風	10 分間平均風速が 15m/秒以上の風
③ こう水	警戒水位以上の出水、警戒水位の定めがない場合河岸高（低水位から天端まで）の 5 割程度以上の出水、比較的長時間にわたる融雪出水等
④ 高潮・波浪	②に示す暴風が原因と認められる場合

（※）上記以外に融雪、地震等の基準あり

### (2) 起債対象範囲について

単独災害復旧事業債（一般単独災害）の対象となる事業の例は、次のとおりです。

- (1) 補助採択の金額基準未満の復旧事業（例：公共土木、市町村工事で 60 万円未満）
- (2) 補助対象外の小規模施設の復旧事業（例：直高 1m 未満の小堤、幅員 2m 未満の道路等）
- (3) 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業債の対象ではない施設の復旧事業（例：社会福祉施設等）
- (4) 国庫補助制度のない施設の復旧事業（例：庁舎等）

★補助災害の対象となることが明らかな事業にもかかわらず、補助申請しなかったもの（いわゆる「補助申請もれ」）については、単独災害復旧事業債の対象外です。

ただし、積雪などの事情により被害を確認できなかった場合など、やむを得ない事情と認められる場合についてはこの限りでありませんので、お早めにご相談ください。

### (3) 被災写真について

単独災害復旧事業の申請には被災事実を確認できる写真が必要です。復旧前と復旧後について同じ場所から撮影した写真をご準備ください。

ご準備いただいた写真で被災の事実を可能な限り確認するよう努めておりますが、被災事実が判然としない場合や、復旧前の写真がない場合は、被災事実の確認ができないため起債の対象外となりますので、十分ご注意ください。

### (4) 対象外事業について

対象外事業を例示すると次のとおりです。

なお、判断に悩まれる場合には、個別に当課へご相談ください。

(1) 異常な天然現象による災害と認めがたいもの
(2) 復旧の必要がない、又は経済効果が著しく小さいもの
(3) 維持工事と認められるもの
(4) 明らかに設計不備、又は工事施工の粗漏によるもの

(5) 著しく維持管理義務を怠ったことによるもの
(6) 一般単独災害復旧事業以外の事業の施工中の災害によるもの
(7) 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの（著しく埋そくしたものを除く）
(8) 天然の海岸、河岸の決壊に係るもの

## 2.（激甚災害指定の場合）小災害債について

激甚災害と認められた地方公共団体は、国庫負担の対象とされない一定規模未満(※)の災害復旧の費用に充てる「小災害債」の起債が可能になります。

小災害債では、元利償還金の一部がより高率で基準財政需要額に算入されます。

(※)「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 24 条に、対象となる工事費の上限・下限が定められています。

	公共土木施設	公立学校施設		農地・林道 農業用施設
		工作物・土地	設備	
都道府県	80～120 万円	10～80 万円	10～60 万円	-
市町村	30～60 万円	10～40 万円	10～30 万円	13～40 万円

※ここでいう「80～120 万円」は、80 万円以上・120 万円未満を意味します。

## 3. 災害に係る地方短期資金について

災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）として短期資金の借入れを希望する場合は、借入希望額及び借入希望日が判明した時点で理財部融資課（各財務事務所財務課）へお問い合わせください。

貸付条件等	利率	財務大臣が定める利率 （5年以内・満期一括償還が適用されます）
	貸付期間	3か月以内 （ただし真にやむを得ない場合は借換が可能）
	償還	満期一括償還
借入手続き	借入申込書	借入れを希望する日の 20 営業日前 （なお、提出期日については相談に応じます）

※災害つなぎ資金を借り入れることのできる団体は、災害救助法の適用団体に限りません。

疑問な点はいつでも、電話・メールでお問い合わせください。

〔宮城県〕 東北財務局理財部融資課	TEL	022-263-1111（内線 3089、3077）
	メールアドレス	THZYUUSHIKAOP2@th.lfb-mof.go.jp
〔青森県〕 青森財務事務所財務課	TEL	017-722-1462
	メールアドレス	ao-zai@th.lfb-mof.go.jp
〔岩手県〕 盛岡財務事務所財務課	TEL	019-625-3352
	メールアドレス	mori-zai@th.lfb-mof.go.jp
〔秋田県〕 秋田財務事務所財務課	TEL	018-862-4192
	メールアドレス	aki-zai@th.lfb-mof.go.jp
〔山形県〕 山形財務事務所財務課	TEL	023-641-5179
	メールアドレス	yama-zai@th.lfb-mof.go.jp
〔福島県〕 福島財務事務所財務課	TEL	024-535-0302
	メールアドレス	fuku-zai@th.lfb-mof.go.jp